

2025年6月21日(土)

日本保険学会関西部会報告

日産自動車キャブティブ事件判決のその先

—最判令和6年7月18日の行き着くであろう処—

吉澤卓哉(京都産業大学)

takyok@cc.kyoto-su.ac.jp

野一色直人(京都産業大学)

nnoishiki@cc.kyoto-su.ac.jp

1. 外国子会社合算課税における 非関連者基準

措令(租税特別措置法施行令)39条の14の3第28項

法(租税特別措置法のこと)第66条の6第2項第3号ハ(1)に規定する政令で定める場合は、外国関係会社の各事業年度において行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

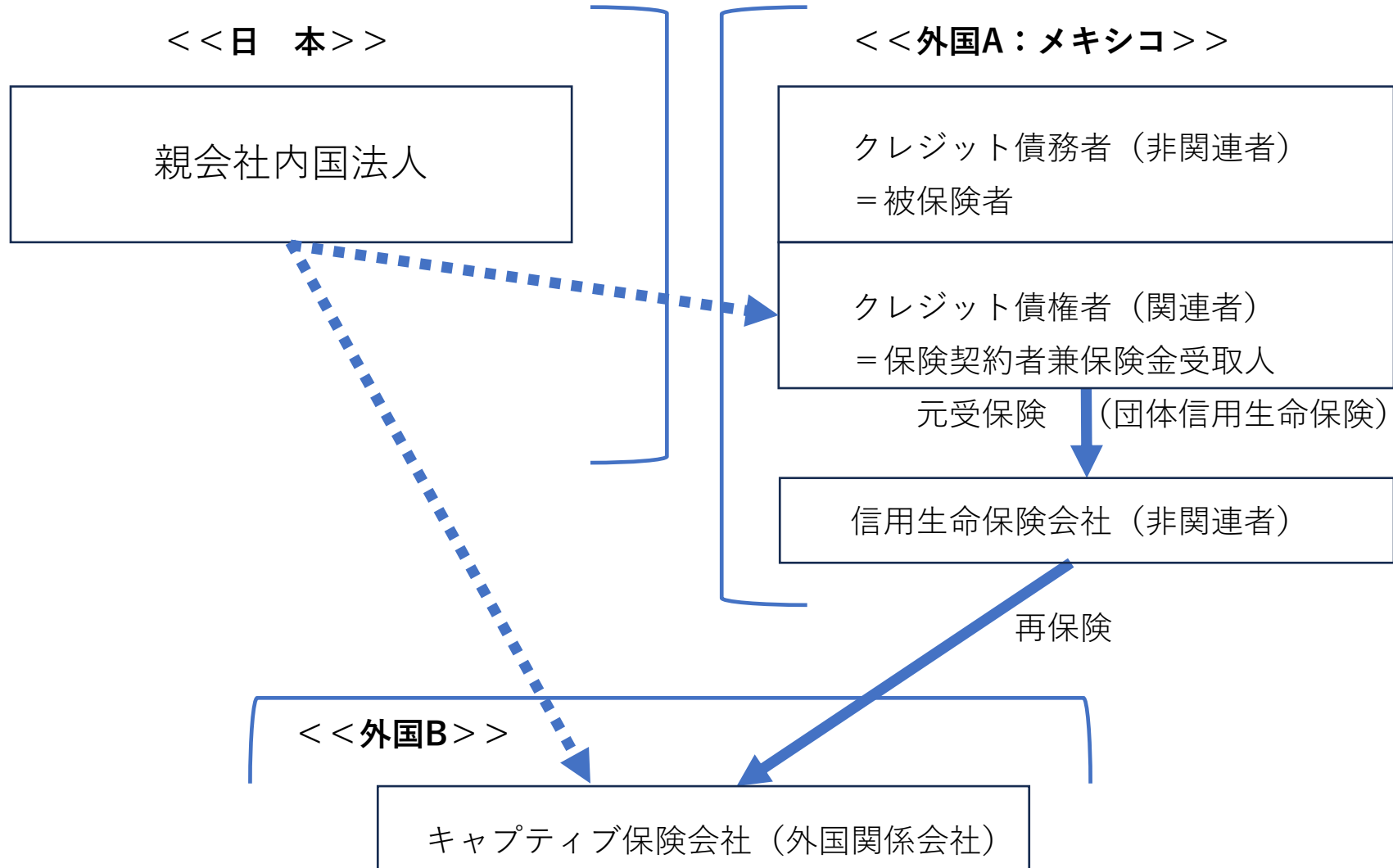
五 保険業 **当該各事業年度の収入保険料**(ハに掲げる金額を含む。)のうちに
次に掲げる金額の合計額の占める割合が100分の50を超える場合

イ 関連者以外の者から収入する収入保険料 【本発表では「措令39条本文」という】

(当該収入保険料が再保険に係るものである場合には、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料に限る。) 【本発表では「措令39条括弧書」という】

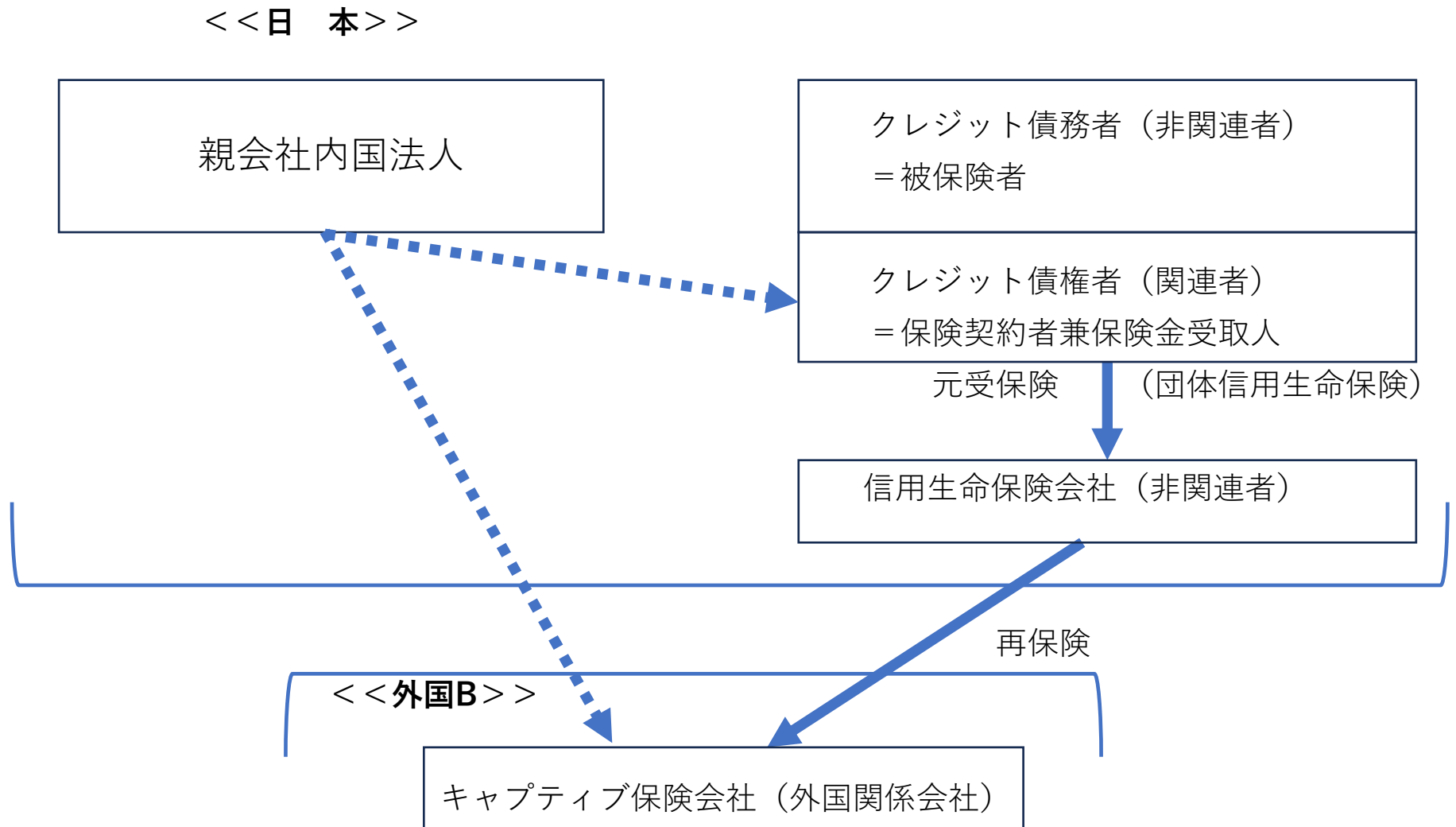
2. 日産自動車キャプティブ事件

【図1】 海外団体信用生命保険の海外キャプティブ出再



（筆者作成。実線矢印は付保リスクの流れを、点線矢印は資本関係を示す）

【図2】 内国団体信用生命保険の海外キャプティブ出再



(筆者作成。実線矢印は付保リスクの流れを、点線矢印は資本関係を示す)

3. 令和6年最判の論理

(α) 措令39条括弧書の趣旨は、非関連者を形式的に再保険取引に介在させることによって非関連者基準を充足することの防止にある（高裁も地裁も同旨）。

(β) 措令39条括弧書にいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、非関連者の資産または損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険に限定されると解すべきである（地裁も同旨。他方、高裁は、措令39条括弧書にいう「資産」や「損害賠償責任」は単なる例示に過ぎず、措令39条括弧書にいう保険とは、「非関連者の資産等に対する保険危険を担保する保険」をいうものと解されるところ）。

(γ) 上記(β)の「経済的不利益」は実質的に判断すべきである（高裁も地裁も同旨）。

(δ) 日産自動車キャプティブ事件における元受保険である団体信用生命保険は、関連者が有する資産であるクレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるといえるので（地裁も同旨。他方、高裁は、同団体信用生命保険は、債務者の生命、身体等に対する保険危険を担保する保険であるとする）、措令39条括弧書の保険には該当しない（地裁も同旨。他方、高裁は該当するとした）。

【表：再保険契約の措令39条括弧書該当性】

		当該再保険の元受保険 の保険受益者	
		非関連者	関連者
当該再保険の 元受保険の 担保危険	資産 損害賠償責任	I 類型 (措令39条括弧書 該当)	II 類型 (措令39条括弧書 非該当)
	その他	III 類型 (措令39条括弧書 該当or非該当?)	IV 類型 (措令39条括弧書 非該当)

4(1) 令和6年最判の射程内と考えられる事項

令和6年最判は、信用危険を担保する保険に関して次のように判断した。

(ア) 信用危険を担保する保険は、「資産」に係る「経済的不利益」を担保する保険(前述(β)参照)に該当する。

(イ) 信用危険を担保する保険における「経済的不利益」は、実質的に判断すべきである。換言すると、信用危険を担保する保険における保険受益者は、実質的に判断すべきである(前述(γ)参照)。

(ウ) 日産自動車キャプティブ事件における元受保険は人定額保険である団体信用生命保険であったが、上記(イ)は、損害保険のみならず、人定額保険に関しても当てはまる(前述(γ)および(δ)より、このように理解される)。

(エ) 日産自動車キャプティブ事件における元受保険に関しては(それは、人定額保険である団体信用生命保険であった)、保険受益者は債務者たる被保険者ではなくて、債権者たる保険金受取人である(前述(δ)参照)。

以上からすると、令和6年最判の対象である団体信用生命保険のみならず、

①信用危険を担保する損害保険商品（信用保険（図3）、保証保険（図4）等）も、

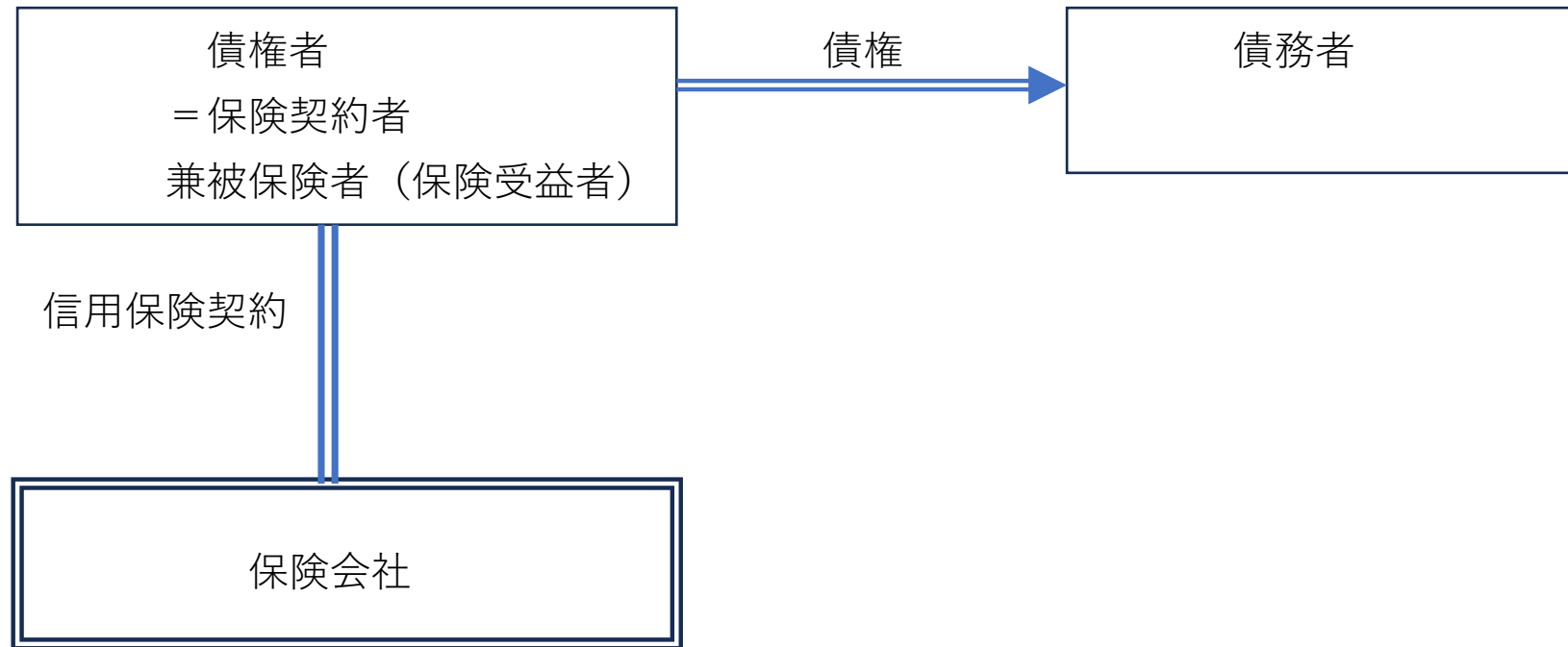
②信用危険を実質的に担保する個人信用生命保険（図6）も、

同判決の射程内であると考えられる。

なお、団体信用生命保険（図5）と信用保険（図3）は、保険の構造が類似する。

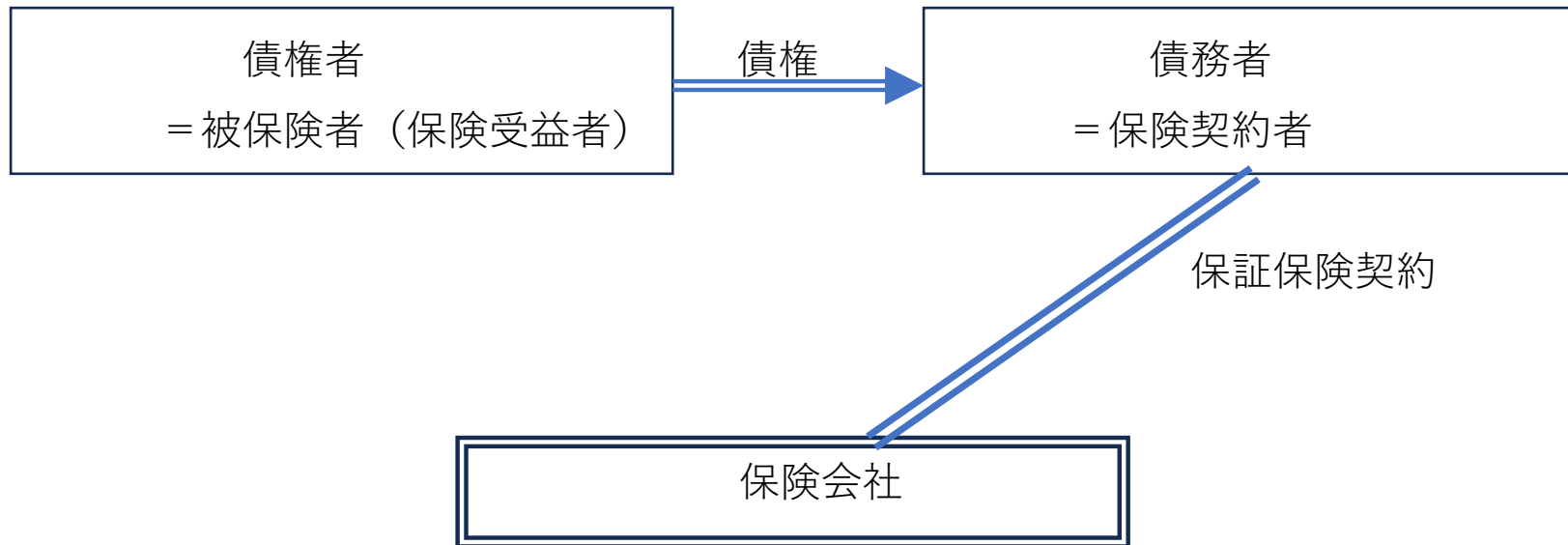
他方、個人信用生命保険（図6）と保証保険（図4）は、保険の構造が類似する。

【図3】 信用保険の構造



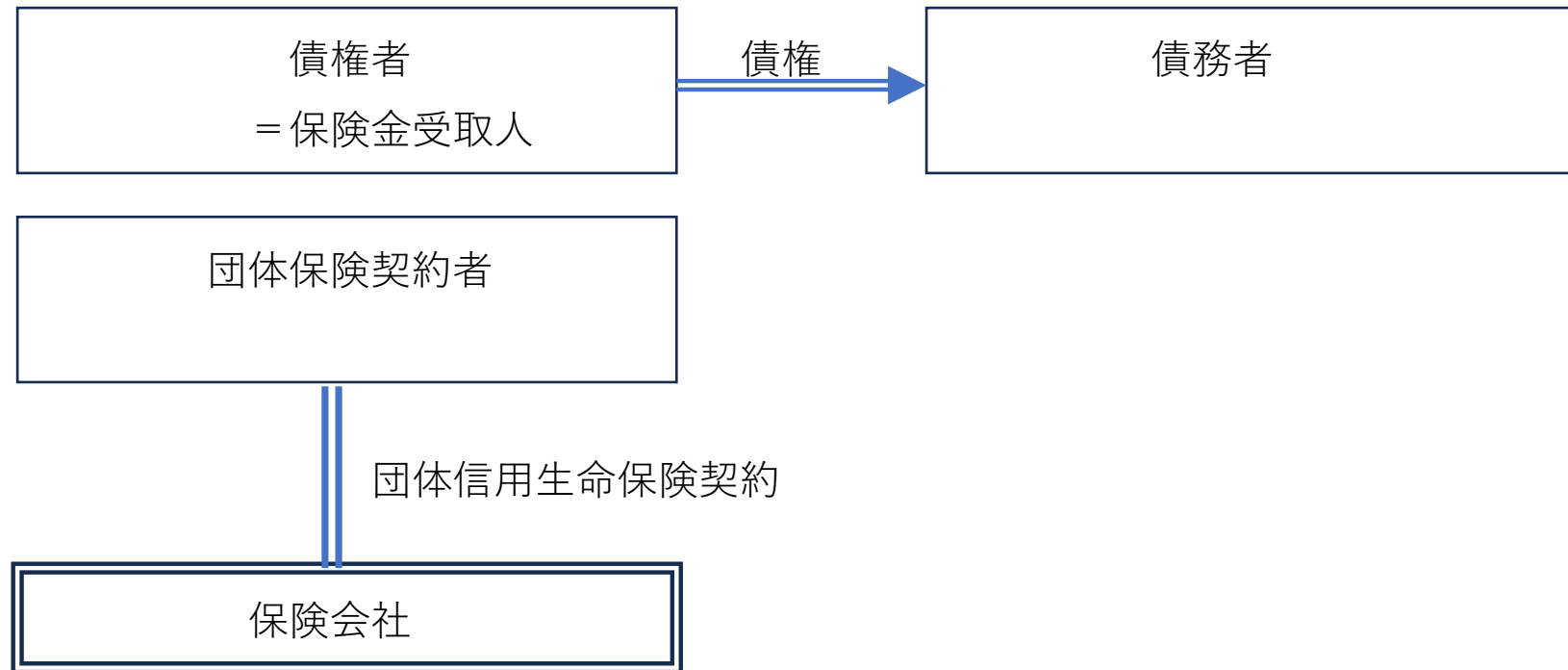
(筆者作成。二重線は保険契約関係を、二重線矢印は債権を示す)

【図4】 保証保険の構造



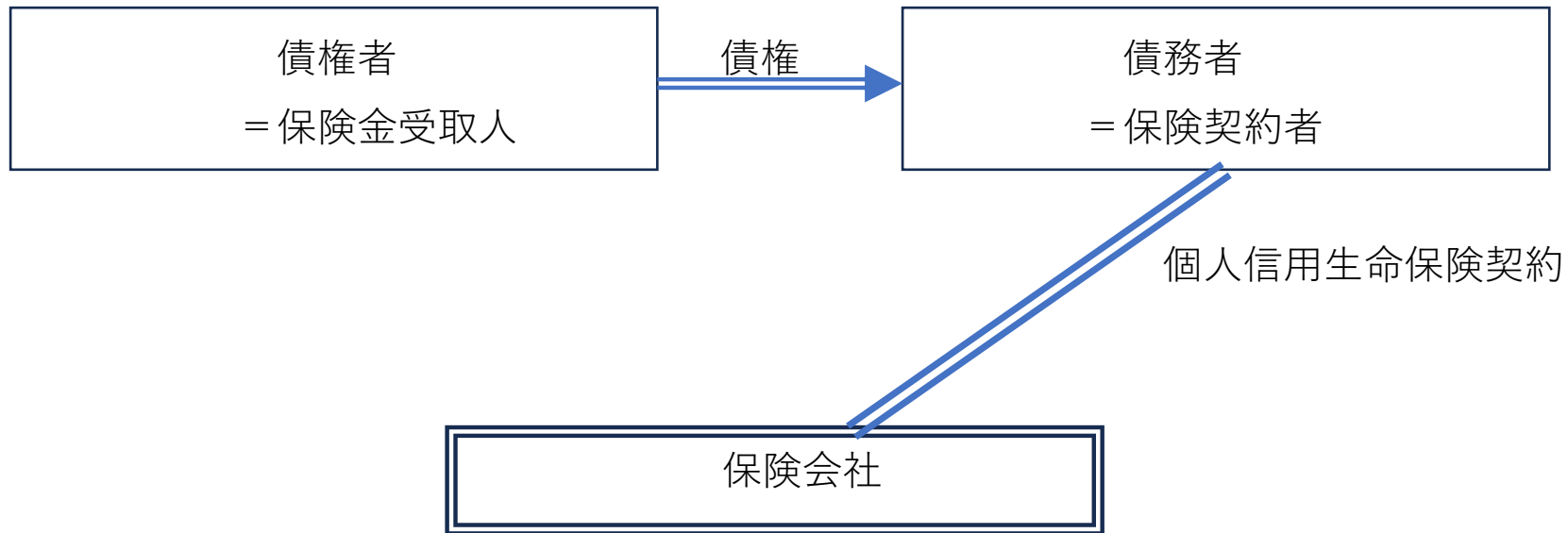
（筆者作成。二重線は保険契約関係を、二重線矢印は債権を示す）

【図5】 団体信用生命保険の構造



(筆者作成。二重線は保険契約関係を、二重線矢印は債権を示す)

【図6】 個人信用生命保険の構造



(筆者作成。二重線は保険契約関係を、二重線矢印は債権を示す)

5 令和6年最判のその先の課題

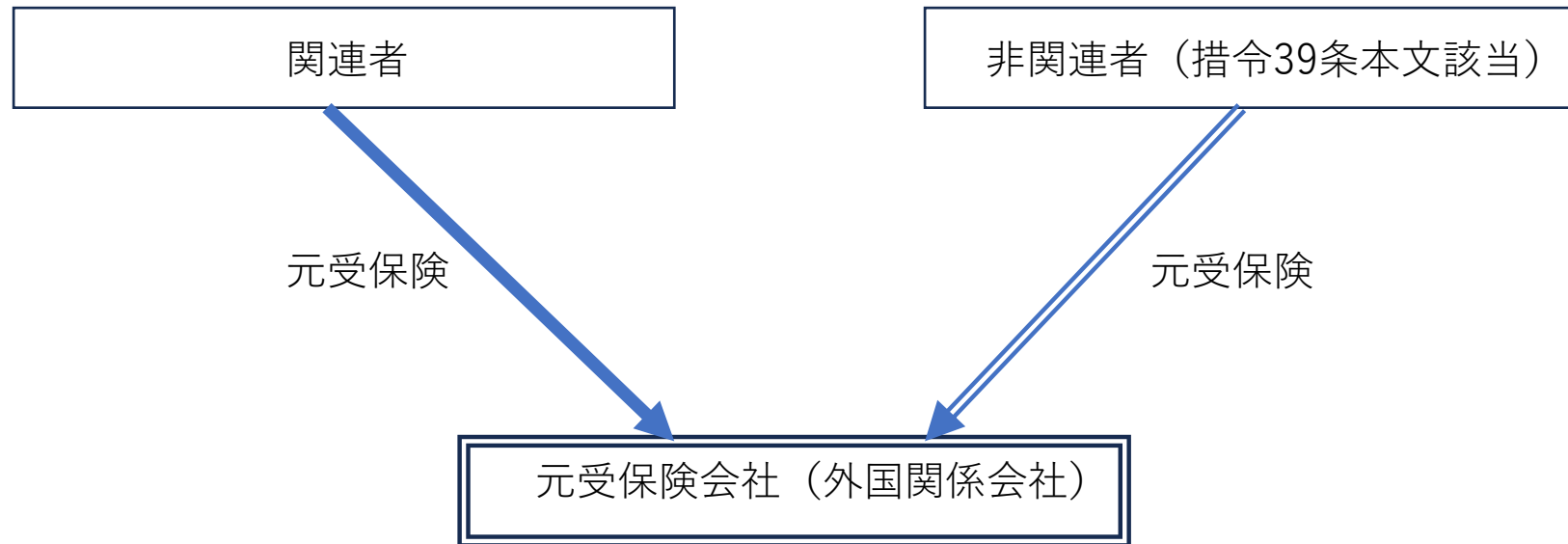
(1)保証保険や個人信用生命保険の元受キャプティブ

第三者のためにする元受保険契約においては(つまり、保険契約者と保険受益者が異なる元受保険契約においては)、たとえ保険受益者が関連者であっても、保険契約者が非関連者であれば、当該保険契約を引き受ける元受キャプティブは、当該取引を非関連取引として取り扱うことができることになる(措令39条本文、図7)。

信用危険を担保する損害保険に関しては、保証保険の元受キャプティブを想定することができる(図8)。

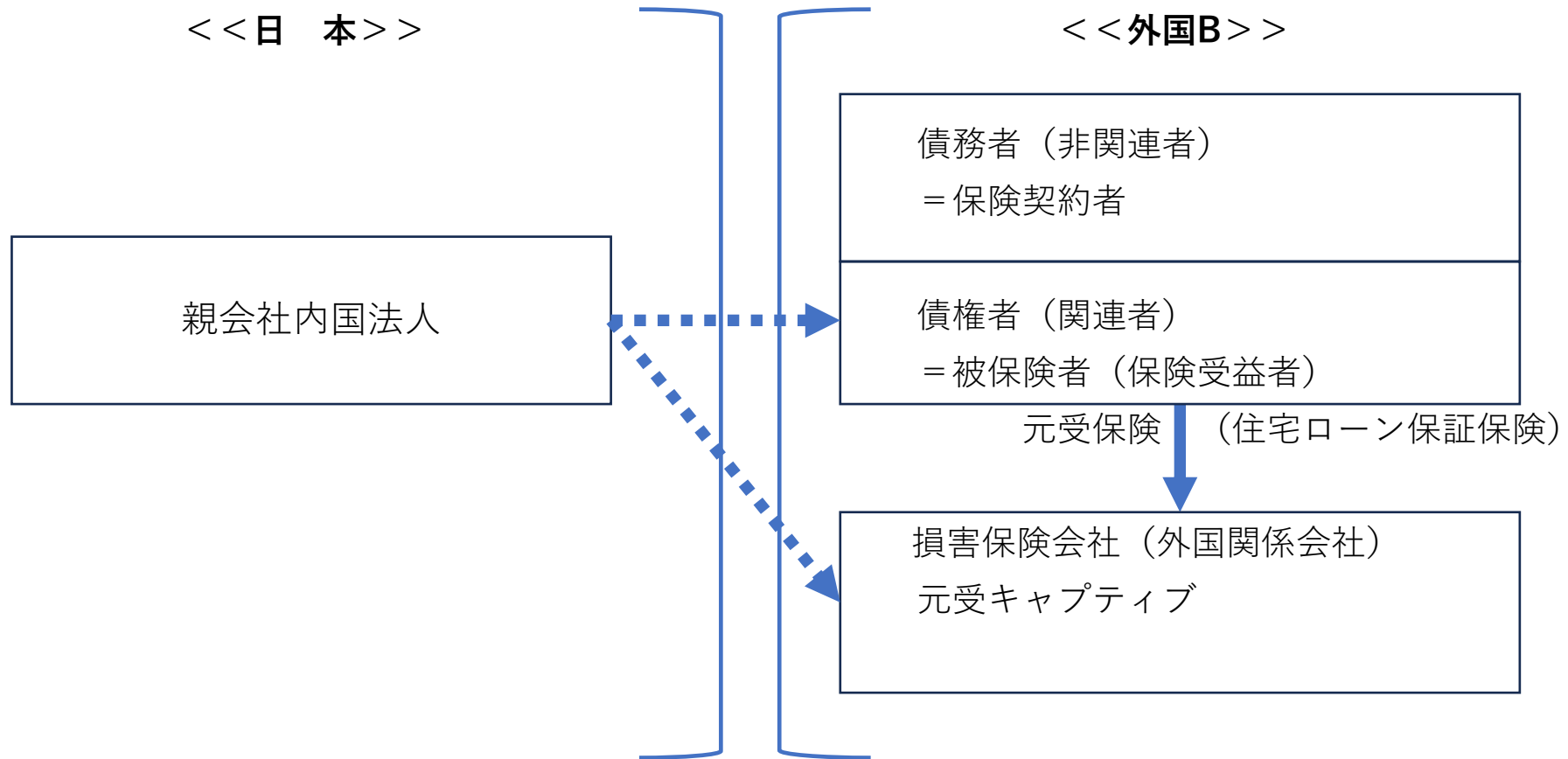
信用危険を実質的に担保する生命保険に関しては、個人信用生命保険の元受キャプティブを想定することができる(図9)。

【図7】 元受保険料の取扱い



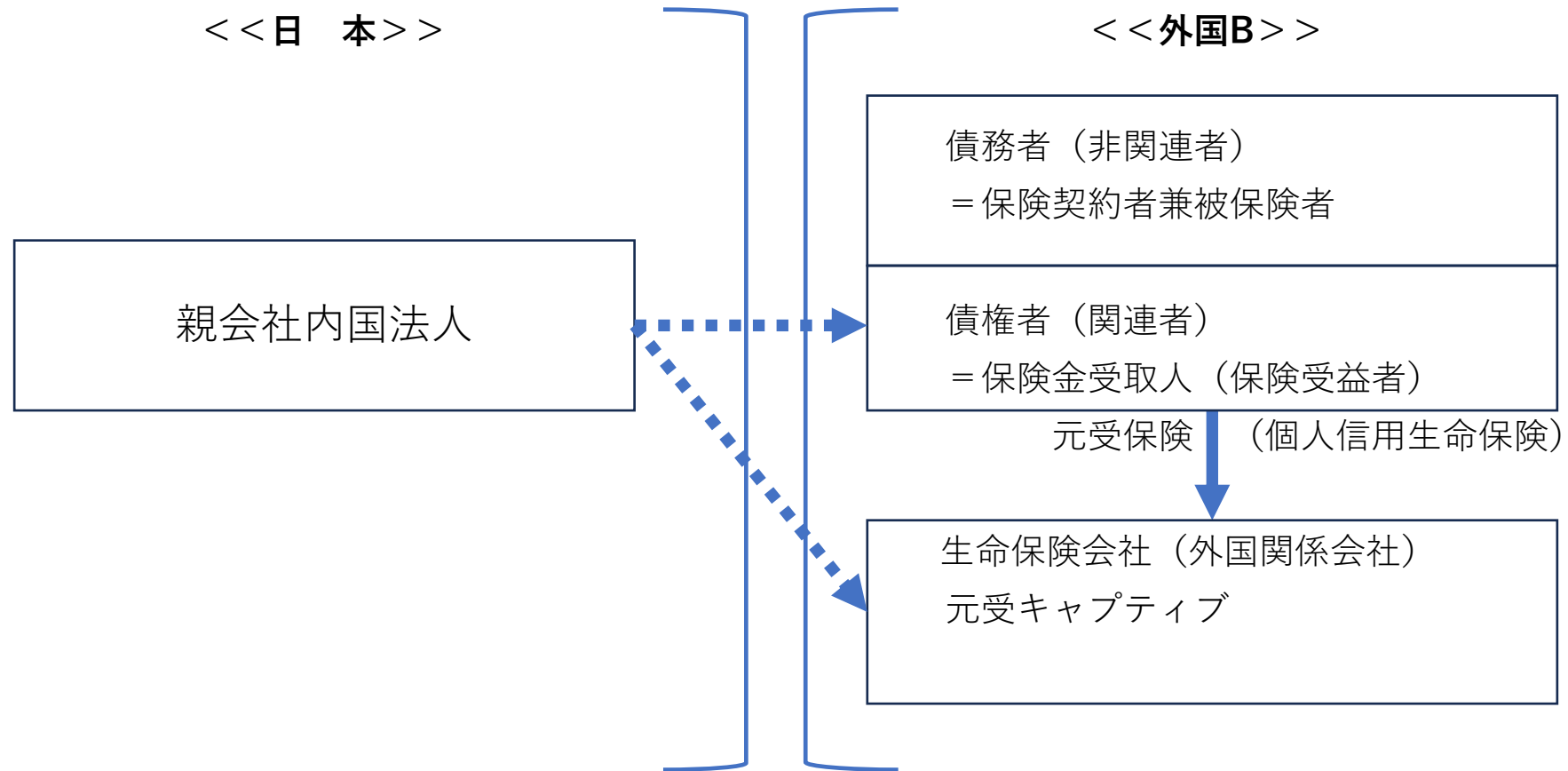
(筆者作成。一重線矢印は関連保険料を、二重線矢印は非関連保険料を示す)

【図8】 海外住宅ローン保証保険の内国キャプティブ元受



（筆者作成。実線矢印は付保リスクの流れを、点線矢印は資本関係を示す）

【図9】 海外個人信用生命保険の内国キャプティブ元受



（筆者作成。実線矢印は付保リスクの流れを、点線矢印は資本関係を示す）

対応策

このような事態が生じ得るのは、

再保険に関しては、再保険料の支払義務者である再保険契約者が非関連者であることに加えて、当該再保険の担保危険が非関連者に係るものであることを要件としている(措令39条括弧書)のに対して、

元受保険に関しては、保険契約者の属性のみを判定基準としているからである。

このような事態を仮に不都合な事態であると捉えるのであれば、元受保険に関しても、担保危険が非関連者に係るものであることを要件とする措令の改正が必要となろう。

5 令和6年最判のその先の課題

(2)保証保険の再保険キャプティブ

第三者のためにする元受保険契約においては(つまり、保険契約者と保険受益者が異なる元受保険契約においては)、たとえ当該元受保険契約者が関連者であっても、元受保険受益者および元受保険者が非関連者であれば、当該元受保険契約に係る再保険契約を引き受ける再保険キャプティブは、当該再保険取引を非関連取引として取り扱うことができることになる。

なぜなら、再保険に関する非関連取引の要件は次の両者を充足することが求められているからである。

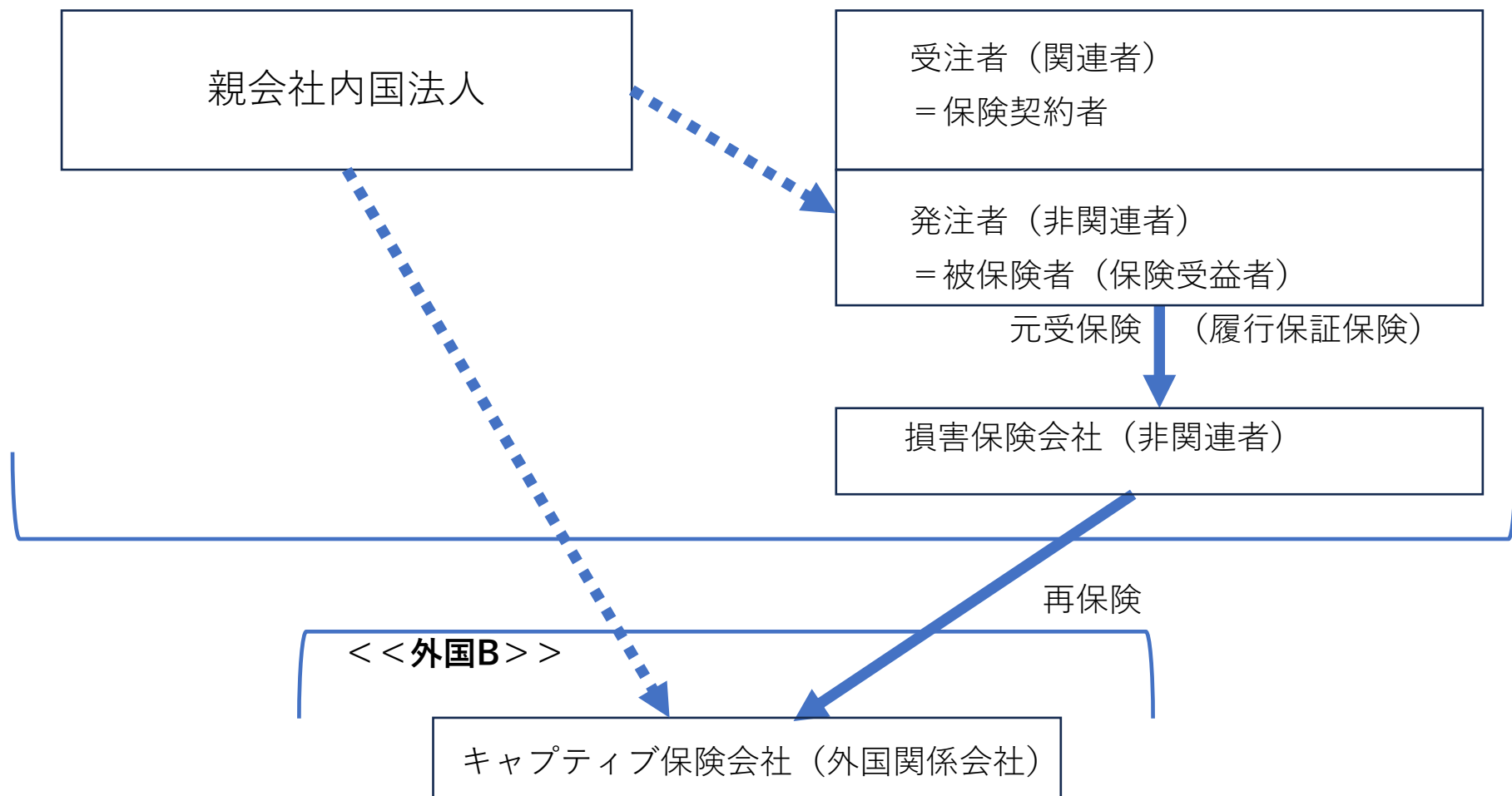
要件(a): 非関連者たる再保険契約者から収入する再保険料であること(措令39条本文)。

要件(b): 当該再保険契約に係る元受保険契約が非関連者に係る一定の経済的不利益(正確には、保有資産または損害賠償責任負担に係る経済的不利益)を担保するものであること(措令39条括弧書)。

信用危険を担保する損害保険に関しては、たとえば履行保証保険の再保険キャプティブを想定することができる(図10)。

【図10】 内国履行保証保険の海外キャプティブ出再

<<日 本>>



(筆者作成。実線矢印は付保リスクの流れを、点線矢印は資本関係を示す)

対応策

このような事態が生じ得るのは、再保険に関しては、再保険料の支払義務者である再保険契約者が非関連者であることを求めているが(要件(a))、当該再保険に係る元受保険の元受保険料の支払義務者である元受保険契約者に関しては非関連者であることを求めていないからである。

このような事態を仮に不都合な事態であると捉えるのであれば、再保険に関しては、

要件(a) : 当該再保険契約の保険契約者である出再者が非関連者であること、および、

要件(b) : 当該再保険契約の担保危険が非関連者に係るものであること、に加えて、さらに、

要件(c) : 当該元受保険契約の保険契約者が非関連者であること
を新たに付加する措令の改正が必要となろう。